

生駒市規則第 2 2 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 2 年 9 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する規則（平成 1 1 年 4 月生駒市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「給与の特例」を「給与」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

一般の派遣職員（条例第 4 条第 1 項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 2 7 年法律第 9 3 号。以下「外務公務員給与法」という。）の規

定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）第4条第3項の規定により標準号給数（同条第4項に規定する市長の定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとする。

第3条に次の1項を加える。

8 第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

附 則

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。